

和解について

次のとおり和解する。

2012年(平成24年)12月3日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 事件名

大阪地方裁判所平成24年(ワ)第1975号損害賠償請求事件

2 当事者

原告

被告 藤 沢 市

3 和解の内容

- (1) 被告は、原告に対し、本件和解金として4,000,000円の支払義務があることを認める。
- (2) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (3) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。

4 事故の概要

2004年(平成16年)2月18日午後1時55分頃、被告の職員(大型ごみ処理手数料収納専務員)が運転する普通貨物自動車(大型)が、藤沢市石川二丁目5番地先の信号機のないT字交差点を右折進行しようとして同交差点に進入したところ、右方から直進進行してきた原告運転の普通自動二輪車と衝突し、原告が左大腿骨開放骨折等の損害を負ったもの

提案理由

本案件は、和解をもって解決したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により提出する。

参 考

地方自治法 抜粋

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。